

実務事例

分類	給与	作成年月日	平成27年8月
表題	教育業務連絡指導手当について		
	<p>① 事務処理内容 勤務実績報告書を作成する中で、義務免で夏休みの間に研修の受講を命ぜられた先生に、教務主任手当を支給してもよいかどうか？疑問が生じました。</p> <p>② 問題点や苦労したこと（間違いなどで指摘されたこと）</p> <p>③ 実際やったこと、工夫したこと（訂正したこと） 給与事務に関する通知集、学校事務の手引き等を確認。</p>		
内容	<p>支給対象となる日</p> <p>1. 現に勤務した日</p> <p>2. 勤務しない日でも下記の場合は、支給対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長の指示を受け、校外勤務した場合。 ・研修等の受講を命ぜられ、研修施設等で受講する場合。 ・命令に基づき出張している場合。 <p>関係書類を確認しましたが、手当を支給してもよいかわからなかつたので、学校人事課へ問い合わせをしてみたところ、支給できませんとの回答でした。</p>		
添付書類	<p>・教育業務連絡指導手当の支給について(平成25年4月15日教人75号) スタート:通知・規程熊本県給与関係通知④(追加平成26年4月24日)掲載</p>		
感想	<p>勤務しない日でも、研修等の受講を命ぜられ、研修施設等で受講する場合、支給対象となると記載があつたので、義務免の研修も手当の支給対象？と疑問が生じましたが、熊本県教職員給与関係通知集④に職務専念義務を免除された研修は除くと記載があり、手当不支給と確認できました。このような事例にあつたことがなかつたので迷いましたが、その都度関係する条例を確認し、適正に事務処理を進めたいと思います。</p>		

※ 分類は、給与手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他等

○教育業務連絡指導手当の支給について（通知）

平成25年4月15日教人第75号

熊本市教育長・各県立学校長・各市町村立学校長あて 学校人事課長

このことについて、熊本県立学校職員の給与に関する条例第12条第10項及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第11条の4に規定する教育業務連絡指導手当の支給においては、「教育業務連絡指導手当は、（中略）その職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する」とされていますが、支給に関して疑義がある事項が見受けられます。

つきましては、下記事項に該当する場合は当該業務に従事したものとし、教育業務連絡指導手当を支給して差し支えありませんので、給与支払事務において適正に処理いただきますようお願いします。

記

1 所属する学校に登校し現に勤務した場合

- (1) 児童又は生徒に対する授業等を休業している期間（夏休み等）に登校し勤務した日
 - (2) 勤務を要しない日又は休日に特に勤務を命ぜられて勤務した日
- ただし、(1)(2)とも宿日直勤務である場合を除く。

2 所属する学校に登校しない場合

- (1) 命令に基づき出張した日
(ただし、国内留学、外国出張等特別なものを除く。)
- (2) あらかじめ所属長の指示を受け、関係公署等との連絡その他公務上の必要により終日校外で勤務した日
- (3) 研修等の受講を命ぜられ、当該命令に基づき特定の研修施設等で受講した日
(ただし、職務専念義務を免除された研修を除く。)

3 一日の勤務時間の一部を勤務し、その前後において年次有給休暇等を取得し勤務しなかった場合